

# 整いつつある法律

シリーズ4

**配偶者間の暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正案**が7月、衆議院本会議で可決されました。

この法律の意義は、「家庭内の問題」として過小評価されていた夫婦間暴力を、「犯罪」と定義したことです。被害救済の適切な措置がなく放置されてきたDVに対し、次のような措置をとることが定められています。

■国・地方公共団体―DV防止、被害者保護の責任がある。配偶者暴力相談支援センター（以下支援センター）を設置。相談、カウンセリング、一時保護、情報提供などを行う。

■警察―被害者保護、被害防止の為に必要な措置をとらなければならない。

■保護命令―被害者の地方裁判所への申立てにより加害者に対し、次の命令を出すことが出来る。

①「接近禁止命令」―6ヶ月間被害者とその子どもへの接近禁止

②「退去命令」―被害者の住居から

2ヶ月間の退去

■身体的、心理的、経済的暴力、性的暴力をDVと認める。

■離婚後の男女にも適用を認める。

（04年度改正）

今回07年7月に可決された  
再改正の主なポイントです

■DV防止に対する市町村基本計画の策定を努力義務とする。

■暴力相談支援センター機能と、その円滑な業務遂行を市町村の努力義務とする。

■保護命令対象の暴力は、身体的暴力のみならず、「生命・身体に対する脅迫行為」を含むと明記。

■接近禁止命令時の、加害者から被害者への電話、ファックス、電子メール、あるいは著しく不快または嫌悪の情を催させる物、性的羞恥心を害するもの等の送付を禁止する。

■被害者親族同意のうえ、親族への接近禁止命令も出すことが出来る。

■裁判所命令を警察のみならず、支援センターにも通知する。

この法律は、来年1月11日に施行されます。

郵便はがき

188-0011

50円切手を貼って  
投函してください

西東京市田無町4-15-11

西東京市民会館内

生活文化課男女平等推進係 行

☆お手数でも回答は、

①郵便

②市役所田無・保谷庁舎受付付近の回収袋

③FAX (042-450-0050)

④直接、西東京市民会館 2 階男女平等推進係

⑤メール (bunka@city.nishitokyo.lg.jp)

のいずれかの方法でお願いいたします。

## BOOK紹介

### ジェンダー白書3 ―女性とメディア―

北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編／明石書店／2,000円（税別）

現代、私たちは様々なメディアに囲まれて生活しています。メディアの中での女性はどういう立場にいるのでしょうか。ジェンダー問題はどのように取り扱われているでしょう。

本書は、女性とメディアをめぐる現状と問題解決に向けての大きな道標になると思います。メディア・リテラシーを身につけると同時にジェンダーに関しても理解を深めることができるでしょう。



### おんなの民法100

岩村 明美／村千鶴子監修／教育評論社／1,200円（税別）

気をつけていても、巻き込まれてしまうのがトラブル。そんな時、頼りになるのが法律。

法律を知っている人だけが得をして知らない人が「知らずに泣き寝入り」なんてことにならないための民法をわかりやすく説明しています。なんでも自己責任の世の中に傍らにあって心強い一冊です。



### サヨナラ、学校化社会

上野 千鶴子／太郎次郎社／1,750円（税別）

「学校とは、階層の再生産を当人に納得させるための近代的装置だ」という主張に始まり、社会学者で東大教授の上野千鶴子自らが、大学院まで24年間の自身の学生生活とその後の教師生活を語る。学校の価値を離れ、情報生産性の高い人材を生み出すことの重要性を説く。語り口調で読みやすく、豊富な体験談は具体的に面白い。

